

○尚絅学院大学教職課程専門委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、尚絅学院大学組織運営規程第16条第2項に基づき、尚絅学院大学（以下「本学」という。）の教職課程専門委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 委員会は、学長のもと、本学における教員養成の理念及び基本方針等、教職課程の在り方を全学的に検討し、本学における教員養成を充実させることを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条第2項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- （1）教員養成の理念及び基本方針に関する事項
- （2）教員養成に関する構想及び中期目標・中期計画に関する事項
- （3）その他本学の教職課程並びに教員養成の充実に必要な重要事項

（構成）

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）学長
 - （2）副学長（教学担当）
 - （3）教務部長
 - （4）教職課程センター長
 - （5）教職課程センター副センター長
 - （6）教職課程設置学類長
 - （7）大学事務部長
 - （8）教務課長
 - （9）その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、学長をこれに充てる。
- 3 委員長を補佐するために副委員長を置き、副学長（教学担当）をこれに充てる。

（任期）

第5条 委員の任期は、それぞれの職務の在任期間とする。

但し、第4条（9）の委員の任期は、委員長が定めるものとする。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要に応じて自治体・地元産業界等から意見聴取の機会を設けることができる。

3 委員長は、必要に応じて前第3条第1項各号に関連する案件について、教職課程センター及び教務部委員会に指示することができる。

（事務）

第7条 委員会の事務は、教務課が行う。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この改正規程は、2016年4月1日から施行する。

「尚絅学院大学教職課程委員会規程」は、「尚絅学院大学教職課程専門委員会規程」と改称し、2019年4月1日から施行する。

この改正規程は、2022年4月1日から施行する